

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（55）
2. 日 時：令和3年1月27日 13時30分～16時35分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、三浦上席安全審査官、植木主任安全審査官、
藤原主任安全審査官※、小野安全審査専門職、土居安全審査専門職、
服部安全審査専門職※、杉原技術参与※、谷口技術参与、
山浦技術参与※

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

小林技術計画専門職

東北電力株式会社：

原子力本部 土木建築部 部長、他2名

原子力本部 土木建築部 部長、他4名※

5. 要 旨

（1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「地震による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<原子炉建屋の地震応答計算書>

- 弾性設計用地震動 S_d に対する評価について、初期剛性低下の不確かさを考慮したケースを不要とした根拠を整理して説明すること。
- 弾性設計用地震動 S_d に対する評価について、初期剛性が低下していることにより変形が進むことを踏まえた具体的な許容限界及び評価手法を説明すること。また、弾性設計用地震動 S_d に対する評価方針について、上位図書での位置付けを整理して説明すること。

<東北地方太平洋沖地震等による影響を踏まえた建屋耐震設計方法への反映に

ついて>

- 津波防護施設に対する初期剛性低下の考慮の有無について、整理して説明すること。
- 第3号機海水熱交換器建屋について、地盤に埋め込まれているにもかかわらず初期剛性低下を考慮する理由を他の屋外重要土木構造物との構造形式の差異を踏まえて説明すること。

<埋め込まれた建屋の周辺地盤による影響について>

- 地震時増分土圧荷重について、隣接する建物・構築物を含めて詳細評価を実施するケースを具体的に説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川2号炉工認 指摘事項に対する回答整理表(建屋耐震：地震応答解析)(O2-他-F-01-0035__改0)
- (2) VI-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書(O2-E-B-19-0018__改1)
- (3) 補足620-1 【東北地方太平洋沖地震等による影響を踏まえた建屋耐震設計方法への反映について】(O2-補-E-19-0620-1__改2)
- (4) 補足620-2 【埋め込まれた建屋の周辺地盤による影響について】(O2-補-E-19-0620-2__改2)
- (5) 補足620-3 【原子炉建屋の地震応答計算書に関する補足説明資料】(O2-補-E-19-0620-3__改2)
- (6) VI-2-2-3 制御建屋の地震応答計算書(O2-E-B-19-0019__改1)
- (7) 補足620-4 【制御建屋の地震応答計算書に関する補足説明資料】(O2-補-E-19-0620-4__改3)
- (8) 先行審査プラントとの図書構成の比較表(建屋耐震関係)(O2-他-

F-19-0006_改1)

以上